

# 中華人民共和国建国期における「レジオマリエ」を巡る動向について

著者	中津 俊樹
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジア経済
巻	57
号	3
ページ	25-49
発行年	2016-09
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00018752">http://hdl.handle.net/2344/00018752</a>

# 中華人民共和国建国期における 「レジオマリエ」を巡る動向について

なか っ とし き  
中 津 俊 樹

## 《要 約》

「レジオマリエ (Legio Mariae/The Legion of Mary)」は1920年代にアイルランドで設立され、全世界に拡大した、カトリック教会内のグループである。設立以来、カトリックの教義にもとづく信仰生活の深化と聖母マリアへの崇敬、日常的な相互扶助等を目的として活動を続けてきた。中国では、レジオマリエは東西冷戦にともなう共産主義思想の拡大を警戒したローマ教皇庁の方針を踏まえ、「国共内戦 (1946～49年)」から中華人民共和国の建国 (1949年) を経て、1950年代初期にいたるまでの間、中国国内のカトリック教会と関係組織への共産主義思想の浸透に対抗する事を目的として、「宗教的反共主義」的行動を展開した。その意図はカトリック信仰の堅持であり、「政治的反共主義」は彼らの関心の対象外であった。だが「宗教的反共主義」という方向性はそれ自体、無神論的価値観を理論的基盤とする新政権に許容されるものではなかった。レジオマリエは結果的に、「反動秘密組織“聖母軍”」として非難されるにいたった。

はじめに

- I 先行研究の動向と本稿の課題
- II 東西冷戦とカトリック教会
- III 中国におけるレジオマリエの展開
- IV 中華人民共和国の建国とレジオマリエ  
おわりに

## はじめに

中国天津市公安局は中華人民共和国の建国 (1949年10月) から約2年後の1951年7月、カトリック教会内のグループである「レジオマリエ (Legio Mariae/The Legion of Mary; 中国名『聖母御侍団』、『聖母軍』)」を「帝国主義に操られた反動秘密組織」として非難し、摘発を宣言

した [『人民日報』1951年7月15日; 『華僑日報』1951年8月4日]。同年9、10月には、上海を拠点として中国国内での宣教とレジオマリエの活動を指導してきた天主教教務協進委員会 (Catholic Central Bureau : CCB) の外国人および中国人聖職者らが相次いで逮捕、軟禁された。逮捕者の中には、1930年代末から中国でのレジオマリエの活動に関わっていたウィリアム・エダン・マグラス (William Aedam McGrath 1906～2000年 アイルランド籍、コロンバン修道会司祭、中国名「莫克勤」) も含まれていた [『華僑日報』1951年10月13日; 『工商日報』1954年5月22日]。そして、同年10月に上海市軍事管制

委員会が天津市に続きレジオマリエの摘発を宣言すると、同様の動きが中国全土に拡大した。1951年9月には、ローマ教皇庁中国駐在公使であったアントニオ・リベリ (Antonio Riberi 1897~1967年モナコ籍、カトリック大司教、後の教皇庁枢機卿、中国名「黎培里」) が、「反動秘密団体“聖母軍”」の組織者として国外追放処分を受けた [『大公報』1951年9月6日 a]。

レジオマリエは1921年、アイルランドのダブリンで、フランク・ダフ (Frank Duff 1889~1980年カトリック団体「聖ヴィンセンシオ・ア・パウロ会 (Society Saint Vincent De Paul : SSVF)」会員) により「あわれみの聖母会 (The Association of Our Lady of Mercy)」の名で設立され、1925年にレジオマリエへと改称された。その後「教会に認められたカトリック団体」として全世界へと拡大した [Concilium Legionis Mariae 2005, 9]。創立以来、カトリックの教義と聖母マリアへの崇敬を信仰生活と行動の指針とし、信仰の深化と日常生活における相互扶助等を中心として活動してきた [Chi 2001, 112]。古代ローマ帝国の「軍団」を意味する Legion という名称を冠し、基層から最上層にいたるまでの各組織はそれぞれ、「プレシディウム (Praesidium)」、 「クリア (Curia)」、 「コミティウム (Comitium)」、 「レジア (Regia)」、 「セナトゥス (Senatus)」、 「コンシリウム (Concilium)」 という、古代ローマの軍制を模したラテン語の名称で呼ばれている [Concilium Legionis Mariae 2005, 84-90, 152-171]。だが、それ自体はカトリック教会内部における準軍事的・警察的機能を有する団体ではなく、「レジオマリエ会員はその忠誠、勇気により偉大な天の女王にふさわしい者でありたい」という目的にもとづき、「忠

誠、徳、勇気で有名な古代ローマ帝国の軍団をモデルとして」組織された事に由来する [Concilium Legionis Mariae 2005, 9, 340]。このように、レジオマリエはカトリック教会内における信仰生活の深化を目的とした団体であった。

では、なぜこのような団体が「帝国主義に操られた反動秘密団体」として、摘発されたのであろうか。

この問題について考察するに際しては、カトリックの教義を基盤とするレジオマリエの行動理念が、共産主義思想の理論的基盤としての無神論と根本的に相容れないものであった事に加え、以下の点に着目する必要があると思われる。

第1は、レジオマリエの活動の方向性と性格を巡る問題である。本論でも述べるように、彼らはカトリックの信仰と合致しない無神論的共産主義に強い警戒感をもち、教会と信徒に対するその影響を排除する姿勢を堅持していた。宗教組織としてのカトリック教会あるいはレジオマリエにとって、無神論的共産主義の影響からの自由を確保する事は自らの信仰を守る上で、不可欠の試みであったといえる。一方、新政権との政治的対決等の反政府的行動を展開する事はカトリック教会およびレジオマリエにとってそもそも関心の対象ではなく、様々な場において新たな政治・社会秩序との共存を模索していた。この点からいえば、レジオマリエの行動はその表面的な政治性にも関わらず「政治的」行動ではなく、本質的には宗教的関心にもとづく「宗教的」行動であった、とみる事ができるであろう。

それでは、新政権の側からみた場合、カトリック教会とレジオマリエのこのような行動や方向性はいかなる性格を有するものと認識し得る

のであろうか。ここで、キリスト教の価値観にもとづくレジオマリエの活動と、新政権が主導する国家、社会建設の方向性に関わる問題が、着目すべき第2の課題として浮上すると考えられる。建国後間もない中華人民共和国の政治、社会秩序の形成は、「国家権力が社会全体へと拡張し、次第に家庭と個人の生活等の私的領域へと拡大する」という特質をとまなびながら進化した[林 2009, 468]。東西冷戦構造という国際政治の新たな枠組みの中で成立した新政権にとって、「民族独立国家の地位の新たな確立、工業化の展開、全社会の高度な組織化、国家の政治生活に対する一般民衆の幅広い参加、全社会の共同の意識、共同の価値観の形成」は国家、社会秩序の基盤を形成する上で不可欠の課題であった[高 2014, 325]。このような条件下において、ある集団が国家権力からの相対的自立を維持し、かつ自らの価値観を堅持し続ける事は極めて困難なものとならざるを得ない。のみならず、新政権がこの種の試みを政治的敵対行為と位置づけ、それに対して何らかの形で統制を強化した場合でも、それは新たな政治・社会秩序の形成に対する阻害要因を排除し、かつ新国家の建設に不可欠な行為として正当化されると考えられる。成立後間もない新政権が「人民民主主義政権を転覆し、人民民主主義事業を破壊することを目的とした各種の反革命犯」等への鎮圧を掲げて推し進めた「反革命鎮圧運動」(1950~53年)は、まさにそのような性格を有するものであった[「中華人民共和国懲治反革命条例」1951年2月20日制定]。そしてそれが、ある集団による物理的手段をとまった反政権的行為への鎮圧という枠を超え、新政権が目指す共同の価値観の形成に距離を置く集団をも対

象とするに及び、内的自由の堅持を目指す集団はその方向性ゆえに反革命的集団とみなされ、かつその種の集団に対する政権側からの統制は新たな政治、社会秩序の形成に不可欠な行動として正当化される事となるのである。

この図式を中国におけるカトリック教会とレジオマリエを巡る動きに当てはめた場合、新政権にとって、無神論的共産主義からの自由を堅持する集団の存在を容認する事は、新政権の政治的影響を拒否し、同時にそれに由来する価値観を共有しない“社会”が国内に存在し続ける事を事実上、認めるに等しいものであったと考えられる。加えて、カトリック教会は伝統的にローマ教皇を頂点とした組織系統を有し、教義等に関わる教会の方針が国家の枠を超えた上意下達のシステムを通じて伝達される、という特色を維持し続けてきた。同様の組織をカトリック教会以外に求めるならば、それに該当する組織は国際共産主義運動の指導組織としてのコミンテルン以外に存在しないであろう。そして、コミンテルンの解散(1943年)後にも国家を超越した世界的ネットワークを保持しえたのは、カトリック教会だけだったのである[中津 2009, 200]。このような、外国との繋がりをもつ集団が国内に存在するという事実自体が、新政権にとって到底許容し得ないものであったであろう事は、想像に難くない。さらに、その集団が新政権が掲げる価値観を事実上拒絶し、自らの内的価値観の堅持を目指す場合、彼らの存在が政権によって危険視される事は不可避であった。ここに、カトリック教会およびレジオマリエが目指す、カトリックの信仰にもとづく内的自由の堅持という行動が、新政権が主導する政治・社会秩序への敵対行為として認識される可能性

が出現すると考えられる。

第3は、レジオマリエがカトリックの信仰という、中国の文化的伝統とは異質の価値観を有する外来宗教の信徒によるグループであったという点である。レジオマリエのこのような性格は、アヘン戦争以降の欧米列強による中国進出の歴史、さらには東西冷戦構造の形成による中国国内での反帝国主義的、愛国的意識の高揚と相まって、中国人の間に何らかの感情的反発を引き起こす可能性を潜在的にはらむものであったといえる。その一方、中国の文化的伝統とは異質の価値観という性格は、新政権による政治、社会秩序形成の根本的理念としての無神論的共産主義にも共通するものであった。中国における共産主義思想は、「延安整風運動（1942～45年）」の結果として「マルクス・レーニン主義、毛沢東思想」という概念が確立された事により“中国化”を達成した。また、日中戦争（1937～45年）を通じて、中国共産党はいわば外来思想に依拠し、世界革命の一環として中国での革命を志向する集団から、愛国的集團としてのイメージを獲得する事に成功したといえる。これはカトリック教会が中国において、なし得なかった事であった。この点に着目するならば、共産党によるカトリック教会およびレジオマリエへの統制からは、無神論的共産主義を軸とした政治、社会秩序の建設を志向する新政権の反宗教的行動という性格と同時に、愛国的思想というイメージを獲得する事により政治、社会秩序の形成の主導権を握った外来思想による、土着化をなし得なかったもうひとつの外来思想への圧迫という性格を見出す事も可能かもしれない。

これらを踏まえた場合、新政権がレジオマリ

エの存在とその活動を新たな政治・社会秩序の形成に対する阻害要因と位置付け、統制を強化した場合でも、レジオマリエへの社会的共感が呼び起こされる可能性は低く、かつ政権側の行為は社会における愛国的意識を背景として一定の支持を獲得し得る要素を有していた、とみる事が出来るであろう。いわば、新政権はこのような条件を背景として、事実上フリーハンドの状態でレジオマリエへの統制を実行に移すことが出来た、と考えられるのである。一方、レジオマリエが自らの価値観の堅持を目的として何らかの行動をとった場合、それ自体が彼らの本来の目的とは何ら関係なく、意図せざる状況を生み出す要因となり得たであろう。ここに、この時期の中国におけるレジオマリエの問題を巡る特徴が存在している。

本稿は以上の点を念頭に置き、この問題について共産主義勢力に対するカトリック教会およびローマ教皇庁の認識を踏まえた上で、中華人民共和国の建国期におけるレジオマリエへの統制について「反革命鎮圧運動」前後の時期に着目し、考察を試みる。

## I 先行研究の動向と本稿の課題

### 1. 先行研究の動向と特徴

中華人民共和国の建国期におけるカトリック教会への統制に関しては、先行研究は多くはない。中国では、この問題は中国のカトリック教会内の「愛国的」聖職者および信徒が新政権の指導を背景に、「自伝・自養・自主」を掲げたいわゆる「三自革新運動」（以下、「三自運動」）を通じてローマ教皇庁と「アメリカ帝国主義」の「干渉」を排除し、「三自運動」をカトリッ

クの教義に反する行為として批判的立場をとっていたイグナチオ龔品梅 (Ignatius, Kung Pin-Mei 1901~2000年カトリック上海教区司教、後の教皇庁枢機卿)らの逮捕(1955年)を経て、政府公認のカトリック教会である「中国天主教愛国会」(以下愛国会)の成立(1957年)によって、最終的に教皇庁からの「自立」を獲得する過程として描かれるのが一般的である。そのため、研究者ごとの見解の相違は事実上、存在しない。このような研究としては、例えば晏[2001]、顧[2005]、劉・韓[2005]が挙げられる。一方、中国以外に目を向ければ、中国のカトリック教会が「武器を持たない敵」として統制の対象とされる経緯に関するMyersの研究と、同様の問題について、1949年前後の時期から先述の龔品梅らが「反革命集団」として摘発された1955年頃までの上海教区と、龔品梅ら同教区の司祭・修道者らの動向に着目して分析したMarianiの研究が、数少ない成果として挙げられるであろう[Myers 1991; Mariani 2011]。また、1940年代末にカトリック修道会のひとつである「聖心会(The Society of Sacred Heart)」の上海修道院に修練女として所属し、1950年末に日本へ移住したMadeleine Chi(戚世皓)は、同会が上海で活動した1926年から1952年までの動向に関して、おもに同会内部の資料に依拠し考察している[Chi 2001]。その内容は聖心会の修練女という立場からの研究である点において、聖心会さらにはカトリック教会からみた中国現代史といえるであろう[中津 2009]。三好切子もChiと同様、同時期の上海聖心会の状況について論じているが、三好の論考は日本における同会の活動に主軸を置いており、上海の動向はそれとの関連で述べられるに留まっている

[三好 1989]。また、三好の論考は日本での同会の活動80周年を記念して出版された事実上の私家版であり、同会会員以外の読者が目にする機会はほぼ皆無に近いと考えられる。

このような研究状況において、同時期のレジオマリエに関する研究は極めて少ないのが現状である。中国では、レジオマリエに関する客観的かつ体系的な研究は今日にいたるまで存在していない。例えば、顧裕祿はレジオマリエに関して簡単に言及しているが、そこではレジオマリエは「聖母マリアに対する中国人信徒の感情を利用し、宗教の外衣により真の目的を隠し」、「宗教の範囲を完全に超え、信徒学生の愛国心の歩みを妨害した」組織として、否定的に捉えられている[顧 2005, 151-152]。また、現在の中国当局によるこの問題についての事実上の公式見解とみなしうるのが、『上海市公安志』におけるレジオマリエに関する記述である。ここでは、中華人民共和国建国後、特に「反革命鎮圧運動」期に上海で展開された宗教組織に対する統制は「上海の公安機関が群衆に頼り、群衆を動かし、宗教界の反帝国主義・愛国運動、反革命鎮圧運動と内部での反革命肅清闘争と結合し、宗教を隠れ蓑とした帝国主義スパイ分子と反革命分子を暴露し、処理した」ものとされている。その上で、先述のCCBとレジオマリエはそれぞれ「宗教を隠れ蓑とし、中国に対して情報スパイ活動、政治陰謀活動を進めた連絡指揮センター」、「反動組織聖母軍」、「帝国主義が宗教を隠れ蓑として利用し、新中国に反対した非合法組織」であり、両者の活動はそれぞれ「人心を惑わし、信徒を煽動して社会に対抗させた」、「内部統制を強化し、荒唐無稽な言論を撒き散らし、信徒の思想に害毒を与え、“殉教”事件

を作り出そうとした」ものとされている。このような評価にもとづき、CCBとレジオマリエに対する統制は「広範な人民群衆の要求に応え、国家の独立と主権を維持、擁護し、宗教信仰の自由を保障する」事を目的としたものであり、「人民の利益を保障し、社会秩序を維持、擁護し、正常な信仰の自由を保護する」ために必要な措置であったとして、正当化されている。また、上海で1951年6月から展開されたレジオマリエへの統制は、先述した「龔品梅反革命集団」に対する摘発と軌を一にした動きと位置付けられている[上海市地方志弁公室 n. d.]。以上の内容からは、レジオマリエを巡る中国国内での見解、特に公安部門に象徴される当局の認識には、レジオマリエに対する統制が実施された1950年代初頭から現在にいたるまで本質的に何らの変化も生じていない事実が、容易にみて取れるのである。

一方、中国国外での研究状況に関していえば、Myersはレジオマリエについては必ずしも関心を示していないが、この問題を比較的詳細に考察した論考としてはChiと三好、Marianiのものが挙げられるであろう。Chiは上海での経験等にもとづいて比較的、詳細な論述を行っているが、自身はレジオマリエが「反動秘密団体」とされる以前の1950年末に上海を離れ日本へ向かったため、その後の動向を巡る分析に関しては限界が存在している。三好の場合は先述した特徴も関係し、研究者により活用される可能性は極めて低いと考えられる。それに対してこの種の限界を補完し得ると考えられるのが、近年相次いで発表された、中華人民共和国成立前後の時期にレジオマリエに関わった人物による回想録である。代表的なものとしては、前出

のマグラス、中華人民共和国建国前後の時期に上海でレジオマリエに参加し1990年代にアメリカへ移住したMary Qianそして、Qianと同時期の1949年から1951年にかけて上海でレジオマリエに参加し、Qianと同様にアメリカへ移住したBernadette Chien, Philomena Hsieh, Rose Huのものが挙げられるであろう[Qian 2007; McGrath 2008; Chien, Hsieh and Hu 1999]。これらはいずれも、同時期におけるレジオマリエの活動に直接関わった人物の手によるものであり、この問題を研究する上での貴重な証言である。回想録という性格上、個々の記述に著者の主観が影響を及ぼしている可能性は念頭に置く必要はあるものの、全体としてみれば、この問題について検討する上での貴重な示唆を提示しているといえるであろう。

MarianiはこれらのうちChiと三好の論考以外のものを活用し、上海でのレジオマリエに関し考察を行っている。Marianiは上海でのカトリック教会を巡る動向を、「カトリック教会に対する和解と寛容」と、「共産主義ユートピアの建設の条件としてのカトリック教会に対する破壊」という2つの可能性から後者を選択した中国共産党および新政権と、そのような動きを前にして「いかなる代価を払ってでも生き残ること」を目標とした上海教区の対峙という図式で捉えた上で、上海のカトリック教会による新政権への抵抗の過程に関して龔品梅らの動きを軸として考察している[Mariani 2011, 4-7]。Marianiによるレジオマリエへの分析は、このような文脈の中でなされている。Myersが事実上、レジオマリエを検討対象としなかった事を考えれば、Marianiの研究はこの時期の中国のカトリック教会と共産党および新政権の動向

を巡る問題に関して、新たな知見を示したものとえよう。

反面、Marianiの研究はQianらの回想にもとづいて当時の状況を再現し検討を進めつつも、統制の渦中にあったレジオマリエ関係者の意識については関心の対象としていない。

また、Marianiはおもに「イエズス会(Societas Iesu/The Society of Jesus)」関係の資料を用い、かつ同会関係者の動きに注目し分析を進めている。上海教区には龔品梅をはじめとして、多くのイエズス会出身の司祭、修道者が関わっていた。この事実に着目した場合、分析対象とされる資料や人物に関する比重が同会関係者に置かれる事には、やむを得ない部分も存在している。一方で、当時の上海教区では同会以外の修道会が活動していたのも事実である。例えば、Chiが研究対象とした聖心会は、上海において震旦大学(Aurora University)等の複数のミッションスクールの運営に関わっていた。加えて、これらの学校は教職員として在籍していた同会修道者による関与の下で、上海におけるレジオマリエの活動拠点となったのである。以上の点からいえば、聖心会の修道者やミッションスクール内の動向に関する検討はレジオマリエを巡る問題、特に新政権の成立と新たな価値観としての無神論的共産主義の拡大に対する当事者の意識を知る上で、重要な示唆を提示するものであると考えられる。しかし、Marianiはこれらに関してには言及していない。

## 2. 本稿の課題——レジオマリエはなぜ「反動秘密組織」とされたのか?——

そこで本稿ではMarianiらの研究成果を踏まえた上で、この時期のレジオマリエ関係者の意

識に関して、新国家の成立を巡る中国人としての愛国的意識ないし民族的自尊心とカトリック信徒としての信仰心にもとづく無神論的共産主義に対する拒絶という、異なる方向性をもつ観念の衝突という側面に着目し、分析する。それにより無神論的共産主義を標榜する国家の成立がレジオマリエ関係者の自己認識、特に中国人としての意識とカトリック信徒としての信仰心のあり方に及ぼした影響について、考察を試みる。まず、レジオマリエが「国際的反動組織」とされるにいたった経緯について、東西冷戦構造の形成、特に共産主義勢力の拡大に対するカトリック教会の反応について分析し、その特徴について検討する。その際にはそれらの宗教的意味と、教皇庁やカトリック教会の対応における「反共主義」的姿勢という2つの点に着目する。「反共主義」に関しては、政治権力の獲得などの政治的意図を主眼とし、具体的行動によって共産主義的政治勢力ないし政権に政治的に対抗する「反共主義」と、表面的にはこのような行動を取りつつも、政治的目的を第一義的なものとし「反共主義」が存在すると考えられる。後者の「反共主義」においては、政治的行動はより重要な目的を達成するための「手段」以上の意味をもつものとは、なり得ないであろう。そこで、本稿では「反共主義」に関して、それぞれ前者を「政治的反共主義」、後者を「宗教的反共主義」と位置付けた上で、カトリック教会における「反共主義」の性格について考察する。

続いて、中国におけるレジオマリエの活動をその規模と性格を基準として、最初に同組織が中国での活動を開始した1937年を第1期、国共内戦(1946~49年)から中華人民共和国の建



国（1949年）を経て、全国規模での「反動的聖母軍」への取締りが本格化した1950年代前半を第2期に分類し、それぞれの時期におけるレジオマリエの活動の特質について考察する。このうち、第2期においては中華人民共和国建国前後の政治、社会状況の変化と「三自運動」の展開が、レジオマリエの動向に重要な影響を及ぼしたと考えられる。そこで、第2期に関してはこの2つのトピックに着目し検討を進める。この部分では、レジオマリエの行動と意識形態について、カトリックの信仰と相容れない無神論的共産主義に対する拒絶という、信仰者としての信念にもとづく反共主義と、新たな政治体制との政治的対立をおもな関心とする反共主義に区分し、彼等の行動がそのいずれに主眼を置くものであったかを検討する。その上で、それらが中国のカトリック教会とレジオマリエに及ぼした影響、特に信仰と愛国心という2つの価値観を巡るレジオマリエ関係者の内的葛藤を巡る問題に関し、当事者の回想録を分析しながら考察を進める。

中華人民共和国の建国は、中国人の民族的自尊心を高揚させる出来事であった。このような意識は先述の如く、レジオマリエに象徴される中国人カトリック関係者も共有するものだったのであろう。反面、新政権がキリスト教信仰と相容れない価値観としての無神論的共産主義を標榜し、かつそれを新たな政治的・社会的価値観の基盤、あるいは新たな「常識」と位置付け定着を図る場合、彼らの間に新国家の成立を歓迎する中国人としての意識と、カトリック信徒としての信仰を巡るアイデンティティの危機が生じる事は不可避であったと考えられる。ここには、カトリック固有の特徴が大きな影響を与え

たとみる事ができる。しかし同時に、このような問題は「全社会の共同の意識、共同の価値観の形成」が進む過程で、それとは異なる価値観や内的領域の自由の堅持を試みる人々が程度の差こそあれ、経験せざるを得ない事だったのであろう〔高2014, 324〕。この点からいえば、レジオマリエを巡る一連の問題は彼らに特有の性格を有しつつも、同様の状況下に置かれた他の集団あるいは個人にも共通するものであったと推測し得る。よって、レジオマリエを巡る問題は彼らのみの個別的事例に留まるものではなく、新たな政治・社会秩序の樹立とその規範としての新たな価値観の拡大と、個人の内心の自由の堅持を巡る問題の縮図であるといえよう。

本稿では以上の点を踏まえ、中華人民共和国の建国期におけるレジオマリエの動向について、中華人民共和国の建国に対する中国人としての愛国的意識と、キリスト者としての信仰と相容れない無神論的共産主義が新たな政治、社会における規範的価値観とされてゆく現実への彼らの認識、特にカトリック信徒としてのアイデンティティと中国人としての愛国心を巡る彼らの内的葛藤に焦点を当て、考察を進める。それらを通じ、従来必ずしも注目されていなかった中華人民共和国の建国期におけるレジオマリエへの統制について、特に本稿の冒頭で提起した、本来は政治とは無関係なグループであった彼らがなぜ「帝国主義に操られた反動秘密組織」として非難、摘発されるにいたったのか、という問題に関して新たな知見を提示する事を、本稿の目的とする。

## Ⅱ 東西冷戦とカトリック教会

### 1. カトリック教会と「宗教的反共主義」

カトリック教会は19世紀前半における共産主義思想の出現以降、その拡大の要因となった労働問題に対して次第に関心を示し始めた。その背景には、資本主義の発達にともなう労働環境の変容が、「社会を「2つの階級に分裂させ、両者の間に巨大な深淵を掘る」にいたる」状況を出現させただけでなく、そこから生じた衝突が「頂点に達し、いたるところに存在する社会的現実のきわめて重大な不正と、当時「社会主義的」と呼ばれていた種々の観念によって扇動された革命の危険性」を生じさせるにいたったことに対する、カトリック教会の懸念が存在していた（教皇ヨハネ・パウロ二世、教皇在位1978～2005年）〔教皇ヨハネ・パウロ二世1991, 10-11〕。教皇レオ十三世（Pope Leo XIII、教皇在位1878～1903年）が1891年に発表した回勅「レールム・ノヴァルム（*Rerum Novarum*）」は、労働問題に対するカトリック教会の関心を初めて表明した文書であったが、それは単に労働問題の改善のみならず、それを通じて共産主義思想の拡大を阻止しようとするカトリック教会の姿勢をも反映したものであった。共産主義思想の理論的基盤としての無神論思想はキリスト教的価値観と相容れない思想であり、カトリック教会はその拡大に対して危機感を強めていた〔教皇庁正義と平和協議会2009, 225; 中津2012年a〕。そして、ロシア革命（1917年）とソビエト連邦の成立（1922年）によって無神論的共産主義を標榜する反宗教的国家の出現が現実のものとなるに及び、カトリック教会は共産主義とその無

神論を、教皇ピオ十一世（Pope Pius XI 教皇在位1922～39年）が1937年の回勅『ディヴィニ・レデンプトリス（*Divini Redemptoris*）』で指摘したように「内面的に邪悪であって、キリスト教的文明を救いたいと望む者は、いかなる領域においても、これと協力するのを受諾する事ができない」ものと見なすにいたった〔教皇ピオ十一世1937, 126〕。カトリック教会のこのような立場からいえば、第二次世界大戦後の国際秩序における共産主義勢力の影響力の拡大は、共産主義政権が成立した国家や地域でのキリスト教信仰が政治権力からの圧迫の脅威に直面する可能性が現実のものとなった点において、極めて深刻な事態であった。

一方、西側諸国においては共産主義勢力の伸張が政治的脅威として認識される反面、その理念への共鳴もみられ始めていた。それがカトリック教会内においても例外ではなかった事は、教皇庁の対応に端的に示されている。このような状況が生じる可能性については、前出の教皇ピオ十一世が、第二次世界大戦勃発直前の段階で既に「信徒が欺かれることのないように留意してほしい（中略）。もし、だれかが誤謬におちいり、その国における共産主義の勝利に協力したとすれば、その人は、まっさきに、その迷いの犠牲になって、たおれるにちがいない」との懸念を表明していた〔教皇ピオ十一世1959（1937）, 126〕。その後、第二次世界大戦の終結とそれに続く東西冷戦構造の形成にともない、無神論的共産主義思想の拡大が現実のものとすると、教皇庁検邪聖省（現在の教皇庁教理省）は1949年7月、教皇ピオ十二世（Pope Pius XII 教皇在位1939～58年）による承認を経て、共産主義に関する「聖省令」（以下、聖省令）を全世

界のカトリック教会へ向けて布告した。その中では、カトリック信徒が「(1) 共産党に黨員として加入すること、あるいは、なんらかの方法で、これを助けることは許されるか、(2) 共産主義者の理論あるいは行動を支持する書籍、雑誌、新聞あるいはリーフレットを刊行し、流布し、読み、あるいはこれに書くことは許されるか、(3) 第1項および第2項に該当する行為を、知りながらなす信徒に、秘跡をさずけることができるか、(4) 共産主義者の唯物主義的・反キリスト教的理論を奉じている信徒、特に、これを防衛し、あるいは宣伝している信徒は、カトリック信仰に対する背教者として、当然の権利により、特別に聖座に保留された破門に処されるか」という問題に関し、それらすべてがミサでの「聖体拝領」の禁止やカトリック教会からの「破門」を含む宗教的処罰の対象となる旨が、明記された〔教皇庁検邪聖省1959(1949), 155-156〕。上記(1)から(4)で例示されたカトリック信徒と共産主義の関わりが具体的内容に踏み込んでおり、さらにそれらに対する罰則が「破門」という宗教的に極めて重いものである点からは、この種の行為が実際に一定の広がりをもって行われ、かつそれがカトリック教会にとって看過し得ない深刻なレベルにまで達していた事がうかがえる〔中津2009〕。

教皇庁による一連の措置からは、信徒個人の内面や政治的・社会的活動に対する教会からの干渉という側面を見出す事も出来るであろう。しかし、信徒による無神論的共産主義思想への傾倒は教会として容認できるものではあり得なかった。加えて、それらがカトリック教会の内部規定であった事実にも注目する必要がある。これは、一連の規定は無神論的共産主義思想の

拒否という一見、極めて政治的な内容にも関わらず、その目的がカトリック信仰の堅持にあった点において、教会外の政治秩序における反共主義とは本質的に異なるものであった事を意味する。カトリック教会は政治体制との関わりについて、自らの機能を「決して政治共同体と混同されるべきではなく、教会はいかなる政治体制にも結びついてはならない」〔カトリック教会第二バチカン公会議2013(1965), 685〕ものとしてきた。この立場からいえば、一連の方針はカトリック教会が教会外の政治権力を背景として、非信徒の意識形態や政治的・社会的活動を規制する事を目的とするものではなかったし、このような状況へと発展する可能性は皆無であった。いわば、教皇庁の反共主義はキリスト教信仰の堅持を主眼とした「宗教的反共主義」とでもいうべきものであり、かつ、教会内での自己完結的なものであった〔中津2012a, 18〕。

以上の点から、カトリック教会による共産主義への対抗措置が、キリスト教信仰の堅持を目的とした「宗教的反共主義」的性格を有するものであった事が明らかになるであろう。政治的目的にもとづいて共産主義勢力と対抗する「政治的反共主義」は、カトリック教会にとっての関心事ではなかったのである。

## 2. 反共主義を巡る限界——フランス枢機卿団の書簡から——

とはいえ、カトリック教会が自らの反共主義に関して明確な線引きを行う事は、論理的にみて容易ではなかったと思われる。同様に、聖省令の内容にカトリック教会の政治的反共主義を反映したものと解釈され得る余地が存在していた事も、事実であった。

そして何よりも教皇庁自身が聖省令に関して、教会内外からそのような解釈がなされる可能性に懸念を抱いていた事は、1949年9月8日に発表されたフランス枢機卿団の書簡の内容にも示されている〔フランス枢機卿団 1959 (1949), 157〕。この書簡は形式上、同聖省令のフランスでの適用基準について説明しているものの、枢機卿団という教皇の側近グループの名義で発表された事実に着目した場合、この問題を巡るカトリック教会の見解として理解しても差し支えないと思われる。後述するように、その内容は中国のカトリック教会が中華人民共和国の建国後に、中国国内のカトリック司祭・修道者や信徒へ向けて示した方針とも共通するものであった。この点からみれば、フランス枢機卿団によるこの書簡は、後の中国におけるカトリック教会の動向を検討する上での比較材料となり得るものといえる。

同書簡は聖省令の目的に関して、「ある人々が主張したように、検邪聖省の聖令が政治的意図によって鼓吹されているというようなことを、まじめに主張することができない（中略）。その目標は、ただ、キリスト教の信仰を、それをおびやかすあまりにも現実的な危険から防ぎ守るにある（訳文ママ）」と述べた〔フランス枢機卿団 1959 (1949), 158-159〕。この認識にもとづき、同書簡はフランスでの聖省令の適用範囲に関して、第1に「信仰を放棄し、キリスト教共同体から離反して、共産主義の理論の本体をなす唯物主義と反聖職者主義とを、口と心をもって信奉しているカトリック者」が破門の対象となる事、第2に、「フランス共産党（P・G・F）の諸組織のいずれかひとつに加入し、あるいは、少なくとも、これを支援しているカトリック

者」が「検邪聖省の聖省令の対象となる」と明言した（訳文ママ）。また、カトリック信徒が共産党関連の出版物の編集、流布に関わることや、これらの出版物を読むことが禁止対象とされた。共産党に関わる行事についても、「たとえば、文学、音楽、あるいはスポーツを論ずるためであっても」信徒が協力する事が禁じられた〔フランス枢機卿団 1959 (1949), 163〕。

フランス枢機卿団は同時に、「聖省令の意味と効力とは、以上のとおり」であり、カトリック信徒が「この聖省令を他の意味に解釈するようなことがあってはならない」、「カトリック者は、共産主義勢力と反共諸勢力との紛争において、教会がこれら2つの陣営のひとつに加入したと主張することのないよう、十分注意しなければならない」と指摘した〔フランス枢機卿団 1959 (1949), 164-165〕。これは、聖省令を「他の意味に解釈」、すなわち政治的反共主義の表明と理解していた一部信徒、さらには西側諸国の指導層にも潜在的に存在していたであろう、カトリック教会が政治的反共主義を鮮明にする事への期待感を、聖省令の目的とは無関係のものとなし拒絶するものであったといえる。フランス枢機卿団はこれに関連し、「教会は、共産党の行動を罰したからといって、資本主義体制に味方するわけではない。資本主義体制の概念のなかにも（中略）、キリスト教の教えの排除する唯物主義の存することをしるべきである」と述べ、キリスト教的価値観との相違を理由に資本主義とも距離を置く姿勢を示した。このように、資本主義と共産主義をいずれもキリスト教的理念と合致しない要素を含むものと位置付ける事により、聖省令の政治的反共主義的性格を否定するフランス枢機卿団の試みは論理

上、一定の整合性を有する事となった。

それにも関わらず、フランス枢機卿団の書簡は聖省令と同様、この問題を巡る曖昧さを払拭するには不十分であったように見える。端的に言えば、その内容は教会内では理解を得られても、教会外から同様の反応を得る事は依然として容易ではなかったように思われるのである。そこには、それらが本来的にカトリック教会内部を対象としていた事が、影響を及ぼしたと考えられる。そうであるならば、カトリック教会がこの問題を巡る自らの立場に関して教会外の他者が納得する説明を行う必要は、ことさら存在しなかったという事になるであろう。ここからも、カトリック教会の宗教的反共主義における自己完結の性格が容易に見出せるのである。そして、当時の教皇庁やカトリック教会内部にかかる認識が存在していたと仮定した場合、それが上述の曖昧さが十分に克服されない理由となった、とも考えられる。

### Ⅲ 中国における「レジオマリエ」の展開

#### 1. 中国におけるレジオマリエ——活動の変容——

では、このような問題は中国のカトリック教会とレジオマリエの活動にいかなる影響を及ぼしたのであるか。以下の部分では、中国におけるレジオマリエの活動を第1期、第2期に分類し検討を進める事とする。

第1期におけるレジオマリエの活動は日中戦争が勃発した1937年、マグラスによって湖北省内で開始された。マグラスは1930年、湖北省漢陽教区に司祭として着任した後、Edward Galvin（アイルランド籍、コロバン修道会司教）

の指導の下、中国最初のレジオマリエを同教区内の複数の小教区で結成した。その目的は新たな形式での宣教活動の展開や、信徒を軸とした教会運営の定着にあった [McGrath and Moreau 2008, 24-30]。漢陽教区内では、レジオマリエはこれらの面において一定の成果を収めたものの、中国全土には拡大しなかったようである [McGrath and Moreau 2008, 27-30; Qian 2007, 9]。その後、第2期すなわち日中戦争の終結後、国共内戦が再燃し共産党による全国掌握が間近に迫ると、レジオマリエは中国のカトリック教会における共産主義批判運動の主体という、第1期とは異なる役割が期待されることとなった。後述するように、第2期レジオマリエの役割が「宣教活動」強化の一環とされた点に注目した場合、レジオマリエに期待されていた役割自体には本質的相違は出現していなかった、とみる事も出来るであろう。反面、当時の政治・社会情勢を考えれば、第2期の活動は「宣教活動」の一環としての無神論的価値観との対抗というレベルに留まらず、成立を控えた新国家とその政治的・社会的価値観への態度表明という性格をも帯びざるを得ない。この段階で、第2期レジオマリエの活動を巡る政治的側面と宗教的側面の間の線引きは当事者の主観的意図と関わりなく、著しく困難なものとなると思われるのである。

#### 2. 「国共内戦」と第2期レジオマリエ

第2期レジオマリエの活動は国共内戦（1946～49年）期に、上海、北京等の大都市のカトリック教会およびミッションスクールを活動拠点として本格化した [三好 1989, 224-232; Chi 2001, 108-147]。具体的には、マグラスが前出のリベ

りの指示を受け上海のミッションスクールに最初のレジオマリエを組織した1948年2月を、第2期レジオマリエの活動の開始時期とみる事が出来るであろう。その際、中心的な役割を果たしたのは、マグラスとリベリに加え、マーガレット・ソントン (Margaret Thornton 1898~1977年イギリス籍、上海聖心会修道女、上海震旦女子学院院長)ら外国人司祭および修道者であった。1946年12月末に中国駐在教皇公使として南京に着任したリベリは、中国以外の地域でのレジオマリエの活動状況に関心を寄せ、それらの経験が中国でのカトリック教会の活動にも有益なものとなる、と考えていた [McGrath and Moreau 2008, 32]。リベリはこの発想にもとづき、マグラスに中国全土でレジオマリエを組織する事を指示すると同時に、中国全土の司教にレジオマリエを「宣教活動を強化し、共産主義と闘うためのカトリックアクションの新たな形態として」受容するよう、呼びかけた [Chi 2001, 112]。リベリは同時に、マグラスにレジオマリエの最初の拠点として上海に置き、都市部の青年層を中心として発展させるよう指示した。マグラスは、経済的に裕福で洗練された環境で育った青少年の多い上海はレジオマリエの新たな活動の拠点としては適切でないと考え、他の地域から活動を開始する事をリベリに提案したが、最終的にはリベリの指示を受け入れた [McGrath and Moreau 2008, 33]。マグラスはその後、「共産主義が蔓延する中で人々の一致と信仰を深める」、「無神論との戦い」という意図の下、レジオマリエを上海を拠点として中国全土に拡大する運動を本格化させた [三好 1989, 224]。上海にはレジオマリエの事実上の指導組織としてCCBが設置された。その主要なメン

バーとしては、マグラスの他にジェームス・エドワード・ウォルシュ (James Edward Walsh 1891~1981年アメリカ籍、メリノール外国宣教会司教、広東省江門教区司教、中国名「華理柱」)等の外国人司祭や修道者に加えて、マテオ陳哲敏 (Matthew Chen Cheming 1909~51年リベリ秘書)、ヨゼフ沈士賢 (Joseph Shen Shixian 生年不詳、1953年1月に上海で獄死)ら中国人司祭、修道者が活動していた [McGarth and Moreau 2008, 41-42; 『人民日報』1951年7月5日]。このうち、マテオ陳哲敏、ヨゼフ沈士賢は当時、ヨハネ董世祉 (John Dong Shizhi 生没年不詳)、そして後述するベダ張伯達 (Beda Zhang Boda 1905~51年イエズス会士)と共に、中国のカトリック教会における著名な聖職者であった。

その後、CCBは北京、天津にも支部を設置したが、基本的に各地区のカトリック教区とは別個の組織として活動した。例えば、上海のCCBと前出のイグナチオ龔品梅を司教とする上海教区との間には組織上の関係は存在しなかったが、レジオマリエの活動は結果的に後者にも影響を及ぼす事となった。

### 3. 上海での第2期レジオマリエの活動—— 「宗教的反共主義」の担い手として——

上海での第2期レジオマリエの最初の活動拠点となったのは、聖心会上海支部が運営する震旦大学 (Aurora University) であった。当時震旦女子学院中学部に在籍していたMary Qianによれば、マグラスは1948年初めに上海・震旦女子学院で上海市内のミッションスクールの学生に対して講話を行い、学生にレジオマリエへの参加を呼びかけた [Qian 2007, 10-11]。先述のマグラスの回想と照らし合わせて考えた場

合、これは1948年2月の出来事であったと考えられる [McGrath and Moreau 2008, 33]。その後間もなく、各学校でレジオマリエが相次いで結成された。例えば、震旦女子学院中学文理院では同年4月、先述の沈士賢による働きかけの下、レジオマリエの支部が成立した。この支部は同年11月に「善導聖母軍支部」へと名称を変更した上で、2つのグループに分かれた。その後、1949年1月には震旦女子学院に、それぞれ「驚くべき母（原文＝“可奇之母”）」「慈しみの母（原文＝“仁慈之母”）」という名称を冠したレジオマリエの支部が成立した [上海市地方志弁公室]。各学校におけるこれらの支部には、13～16歳の中学生も含め、在籍するカトリック信徒の生徒の約9割が参加した [Qian 2007, 10-11]。ただ、上海全体では参加者は「数百人」程度であった [Chi 2001, 114]。活動の主体となったのは、ミッションスクールに在籍するカトリック信徒を中心とした中高生や大学生等で、他に各教会に所属する学生以外の青年も含まれていた。おもな活動内容は聖母マリアへの祈りや洗礼志願者への「カテキズム（カトリックの教義）」教育等の宗教的行為、学校内の信徒や非信徒、近隣住民との交流や病院等への訪問、教会との関係が疎遠になっている信徒との接触であった [Chi 2001, 136]。活動は基本的に、司祭や修道者の指導を受けて行われた。活動内容は各グループの秘書によって記録されたが、その内容は秘密扱いとされた [Qian 2007, 11]。毎回の会議も秘密扱いで進められた [McGrath and Moreau 2008, 11]。

全体としてみれば、この段階での活動はカトリックの信仰生活に関わるものが中心であり、共産党によって政治的意図を疑われるものは存

在しなかったといえる。

レジオマリエの活動が「宗教的反共主義」の性格を帯び始めたのは、共産党が「進歩的學生」を通じてミッションスクールでの影響力拡大を図り始めた頃からであった。上海では1940年代初め頃からすでに中国共産党の地下党員が教員、学生等の身分でミッションスクールでの活動を開始していた。1948年の段階では複数の地下党員が学生として各学校に在籍していたが、そのうち震旦大学に学生として在籍していた4人が前出のソートンとの接触を試みた。ソートンは学校内外での彼等の行動を詳細に把握し、警戒感を強めていた [Chi 2001, 130-131]。ソートンらの警戒感は、中国人民解放軍の上海入城（1949年5月25日）と中華人民共和国の建国（同年10月1日）にいたる過程で、新政権がミッションスクールの運営や教育内容に対する介入を本格化させた事により、現実のものとなった。Chiによれば、震旦女子学院中学部では、共産党の指示を受けた学内の「先進分子」による活動が活発化し、授業を含む学校運営全般に著しい支障をきたす事態が出現した。このような動きは単に新政権によるミッションスクールの接収という事務的レベルに留まる問題ではなく、その教育理念としてのキリスト教への尊重の是非という、根本的な部分に関わるものであった。この意味において、この問題はカトリック教会にとって極めて深刻なものであったといえる。そして、実際に共産党がミッションスクールの業務および教育全体に対する統制強化という方針を選択した時、それは究極的には個人の内的営為としてのカトリックの信仰に干渉する試みの第一歩として、認識されざるを得なくなるのである。共産主義の拡

大を前にしたりベリやマグラスらの危機感と、新政権による学校への統制の現実を目にしたソートンらの認識は、この段階において一致したといえる。かかる状況下で、共産主義者と進歩的學生による「悪しき影響」に対抗する事を目的として、震旦女子学院中学部でもレジオマリエの活動が活発化するにいたった [Chi 2001, 128-129]。このような動きは、他のミッションスクールにも程度の差こそあれ存在していたと推測される。ここに、宗教的反共主義とその実践が新たな活動内容に加わったといえる。それがミッションスクールへの実質的統制という共産党の方針と対峙する時、彼らの活動はその意図とは無関係に事実上、政治的側面をも、もつことにならざるを得なかった。

ただ、レジオマリエの成員たちが自らの行動をカトリック信仰の堅持を目的とした、宗教的動機にもとづく行為という次元においてのみ認識する限り、一連の行動が共産党により政治的敵対行為とみなされる可能性に思いたる事は、必ずしも容易ではなかったであろう。マグラスによれば、共産党は政権掌握直後の段階ですでにレジオマリエを反共主義的政治組織と見なして警戒心を抱き、マグラスに活動中止を迫った。それに対してマグラスはレジオマリエはカトリック教会内の宗教グループであると強調した上で、レジオマリエの概要を記した書籍を共産党側の疑念を払拭する目的で資料として提供し、さらに通常は秘密で行われるレジオマリエの会議に共産党の幹部を招請した。党関係者はこの招請には応じなかったようであるが、彼らは後にマグラスに対し、レジオマリエは「共産党と類似した偉大なグループである」との認識を示したという [McGrath and Moreau 2008, 39]。マ

グラスはこの発言から、レジオマリエとその活動に対する共産党の疑念は払拭された、と理解したようである。しかし、共産党からみた場合、自らと類似したものと認識し得る組織が存在し、かつその組織が共産主義思想と相容れない価値観を有しているという事実自体、自らに対する深刻な脅威として認識するに余りあるものであったと思われる。ならば、レジオマリエの反共主義における政治的性格と宗教的性格という区分は、共産党にとってはそもそも問題にすらなり得なかったであろう。

マグラスがこの事を認識し得なかったのだとすれば、まさにこの部分に彼と第2期レジオマリエにおける宗教的反共主義と、その自己完結的性格の本質的限界が存在していたといえよう。

#### IV 中華人民共和国の建国と レジオマリエ

##### 1. 中華人民共和国の建国とカトリック教会 ——「反革命鎮圧運動」期の状況——

ローマ教皇庁検邪聖省は中華人民共和国の建国に先立つ1949年7月、「聖省令」を全世界のカトリック教会に向けて布告した。中国のカトリック教会は新政権の成立を受け、リベリが中国国内のカトリック信徒に対し「新政府主催の行事には、それがいかなるものでも参加する事を許されず、また新政府によるいかなる出版物を読む事も禁止」する、との通達を発表した [三好 1989, 227]。他にも、新政権の政策のうちカトリックの信仰と合致しないと判断されたものに関しては、信徒の協力が禁じられた。Qianによれば、朝鮮戦争(1950~53年)時の「抗米援朝運動」期には、同運動に関わる寄付



行為が「間接的殺人」という宗教的罪に該当するとの理由から禁止され、その代わりに「平和のための祈り」を捧げる事が奨励された。また、各種組合への参加も「党が組織している」との理由で禁じられた [Qian 2007, 17-18]。このように、新政権成立後の中国のカトリック教会の対応は、カトリックの教義と「聖省令」に象徴される宗教的反共主義の方針を反映したものであった。

その一方、カトリック教会は新政権を全面的に拒絶したわけではなく、信仰に抵触しない問題に関しては新政権を尊重する姿勢を示した。例えば、中華人民共和国の建国後、カトリック教会内部でも「愛国公約」への署名を希望する中国人信徒が現れ始めた。各教会ではこのような場合、「共産党および共産主義への忠誠」という趣旨の文言を削除した文書を作成し、希望する信徒に配布したという [Qian 2007, 17]。ここからは、カトリック教会が警戒したのは共産主義思想が信徒の信仰に影響を及ぼす可能性であり、個々の信徒が愛国心にもとづいて新国家の成立を支持する事は、警戒や禁止の対象ではなかった事がうかがえる。これとの関連でいえば、レジオマリエが「国際的反革命集団」とされた後、各地の新聞ではその「反革命」性を非難する記事が相次いで掲載された。しかし、その種の記事も、レジオマリエや関連グループを指導した司祭・修道者が「共産党政権の正当な命令には従う」という立場を示していた事実自体は、否定できなかつたのである [『人民日報』1951年7月21日; 中津 2012b]。

とはいえ、カトリック教会の一連の動向はその本来の意図とは無関係に、新政権への非協力的な側面を含んでいた事は否めない。それが新

政権によって宗教的理由を口実とした事実上の政治的抵抗とみなされた場合、それを否定するのは容易ではなかったとも思われるのである。「反革命鎮圧運動」(1951~53年)の発動と「中華人民共和国懲治反革命条例」(「懲治条例」)の制定は、カトリック教会によるこの種の行動が政治的抵抗ないし敵対行為として処罰の対象とされる可能性を、現実のものにしたといえる。「懲治条例」では「人民民主主義政権を転覆し、人民民主主義事業を破壊することを目的とした各種の反革命犯」(第2条)、「帝国主義者と結託し祖国に反逆した者」(第3条)、「国内外の敵により派遣され、潜伏する者」(第6条第2項)、「解放後に反革命特務あるいはスパイ組織を組織ないし参加した者」(第6条第3項)が死刑を含む処罰の対象とされたが、同条例の適用に関して基準が明示されていない事実にも示されるように、運用する側による恣意的解釈が入り込む余地が存在していた。カトリック教会の動向との関わりでいえば、宗教的価値観の堅持を目的とした教会側の試みはそれが本来的に政治的意図を有していない場合であっても、新政権がその内容に関して新国家の建設に対する非協力的姿勢を見出した場合、同条例を基準として処罰する事が可能になったといえる。

それとの関連でいえば、先述したようにローマ教皇庁とカトリック教会は自らの反共主義における政治的性格を再三、否定してきたが、一方でこの問題に関して教会外部からも理解を得られるような形での明確な解釈は、必ずしも行っていなかった。その結果、ローマ教皇庁やカトリック教会の意図とは無関係に、その宗教的反共主義が政治的反共主義をも内包している可能性を教会内外において想起させるような曖昧

さは、完全に払拭されない状態で残された。それに対して、「懲治条例」は事実上、ある集団の価値観が内包するような曖昧さを容認せず、たとえカトリック教会の「反共主義」が宗教的価値観の堅持以外の意図をもたないものであるとしても、まさに反共主義という1点ゆえに処罰の対象とする事を可能とした、といえる。「懲治条例」自体には、思想や価値観を理由として個人や団体を統制の対象とする事を規定した内容は、形式上は存在しなかった。しかし、その恣意性は「宗教的反共主義」と「政治的反共主義」を巡る曖昧さを新政権の意図と合致する形で解釈した上で、前者にもとづく行動をとった個人ないし団体とその行為を「政治的反共主義」と同一視し、「反革命分子」として統制の対象とする上で、効果的な役割を果たし得るものであったといえる。ここに、カトリック教会が十分に克服し得なかった「反共主義」を巡る曖昧さは、「懲治条例」の解釈における恣意性と相まって、中国のカトリック教会に重大な不利益をもたらす事となったと考えられるのである。

## 2. 中華人民共和国建国後のレジオマリエの活動

一連の情勢の下でカトリック関係者、特にレジオマリエ会員は宗教的価値観にもとづく自身の行動と現実の政治との関わりを、いかに認識していたのであろうか。特に、新国家の成立という中国人としての自尊心を高揚させる出来事と、無神論的共産主義が新たな政治的・社会的価値観と基本的理念と位置付けられる現実、換言すればカトリック信徒としてのアイデンティティが新政権の成立により危機的状況におかれ

るという、二律背反的現実をいかに理解し、対応したのであろうか。

共産党は中華人民共和国の建国以前の段階において、支配下に置いた地域で修道会が管理するミッションスクールへの介入を始めていた。この動きは、中華人民共和国の建国後に本格化した。上海では、共産党系の「進歩的學生」がミッションスクール内部で共産主義思想の宣伝等の活動を活発化させた。これに対して、学校内でその「悪しき影響」に対抗する事がレジオマリエの活動に加わった [Chi 2001, 129]。その内容はおもに、「進歩的學生」による修道院出身の教職員への嫌がらせや学校業務に対する妨害、学校内での共産主義思想の宣伝活動等に対抗することであった [Chi 2001, 131-133]。後にレジオマリエが「国際反革命集団」とされると、各地の新聞には、ミッションスクール内のレジオマリエの集会において共産党との協力を拒絶、否定する内容が強調され、生徒や職員による共産主義青年団への加入や「進歩的書籍」を読む事が「背教」的行為とされたなど、レジオマリエの「反革命性」を非難する記事が相次いで掲載された。それらがレジオマリエへの非難を正当化する事を目的としていた事は、いうまでもない。一方、個々の内容がリベリが中華人民共和国の建国後に示した方針に加え、「聖省令」やフランス枢機卿団文書の内容とも一致していた点からみれば——事実関係の誇張や敵対的な解釈という可能性を念頭に置いた場合でも——、概ね事実と考えてよいと思われる。

震旦女子学院中学部では1949年12月22日、「進歩的學生」が学校内の聖堂をスターリンの誕生日祝賀行事に使用する事を学校側に要求した。その日がクリスマスを抑えていた事やキリスト

教にとってのクリスマスの意味を考えれば、彼らの要求が意図的な挑発行為である事は明らかであった。加えて、式典当日には聖堂の使用を巡り、「進歩的學生」と学校管理者であった外国人修道女の間で緊張状態が出現した。この際、レジオマリエの學生達は後者の側に立ち、前者の言動には冷淡な姿勢で応えた [Chi 2001, 129; 三好 1989, 227]。

その後、「進歩的學生」の挑発的行為は次第に激しさを増し、それに並行する形でレジオマリエの活動も活発化した。1950年12月、震旦大学と同中学の「進歩的學生」が「学校防衛委員会」を結成すると、彼らによる学校および修道院への妨害行為はより激化した。同月8日、震旦大学・中学と隣接する聖心会修道院ではカトリック教会の祝日である「無原罪の御宿り」のミサが行われ、多くのカトリック信徒の學生が参加した。同日夜、震旦大学の「進歩的學生」は大学と修道院の自由往來を事前通告無しに禁止した。これも1年前のスターリン誕生行事と同様、カトリックの祝日に合わせた意図的なものであったと考えてよいであろう。その翌日には、上海市内では「12・9運動」記念日の記念集会が行われ、震旦大学からは70人、同中学からは200人の學生が参加した。それに対し、聖心会では同日、カトリック信徒の學生達が自らの信仰心を再確認する事を目的とした集会を開催した。この会には、イグナチオ龔品梅と200人のレジオマリエ會員が参加した [Chi 2001, 132]。この行事自体はカトリック教会の宗教行事以上の意味をもつものではなかったといえる。一方で、「進歩的學生」による一連の挑発的行為に着目した場合、レジオマリエ會員達の行動からは前者およびその行為に対する反

発と、自らの精神的基盤としての信仰心を具体的行為によって表明する事により、彼らの行為に対抗しようとする強い意図が見出せるのである。当時、上海のレジオマリエ會員であったQianは、「共産党政権の活動への参加に関心をもつ信徒と対抗している時でさえ、自分が共産党の主要な敵になるという発想」はなく、「自分達は無神論から信仰を守っていると信じていた」と述べているが、これは他のメンバーにも共通する認識だったであろう [Qian 2007, 12]。

ただ、その主観的意図とは関わりなく、レジオマリエの一連の活動は新政権にとって容認し得るものではなく、事実上の敵対行為に他ならなかったはずである。彼らがこの点を認識出来なかったとすれば、ここにもマグラスと同様、宗教的反共主義を巡る彼らの限界が存在していたといえるかもしれない。

### 3. 「三自革新運動」とレジオマリエ——「国際的秘反動組織“聖母軍”」という非難——

#### (1) 「三自革新運動」への対応

先述の如く、新政権はミッションスクールへの統制とほぼ同時に「三自運動」を本格化させた。レジオマリエは宗教的反共主義的観点からこの問題に対応したが、それは結果的に彼らが「国際的秘反動組織」として非難される要因のひとつとなった。

1951年2月に華東教育局が上海で招集したミッション系中学の校長の会議の席上、ミッションスクール側の参加者が学校で「三自運動」を行う事を提案した。それに対し、当時上海徐家匯聖イグナチオ学院校長であり、上海教区の青少年信徒を指導していたベダ張伯達 (Beda

Zhang Boda) が、「カトリック教会は教皇の下にあるが、常に“三自”であった」、「カトリックは宗教指導者としての教皇の監督を受けているが、他の公民と同様に、愛国的である」と指摘した [Chi 2001, 133]。これは張ら「三自」に否定的な聖職者や信徒にとっては自明の理であったと考えられるが、「三自」が新政権の方針のひとつである以上、両者の認識の相違を埋める事は極めて困難であったであろう。

このような状況の下、天津市公安局は1951年6月に全国で初めてレジオマリエを「カトリック教会内部の反革命秘密結社」として非難し、「懲治条例」による取締の対象とする事を宣言した。同年6月には、上海市軍事管制委員会（以下、上海市軍管会）が前出のCCBに活動停止命令を下した [『星島日報』1951年6月9日；『人民日報』1951年6月17日]。8月には張伯達が「人民に害を及ぼし、祖国に害を及ぼした反革命分子」として逮捕された [『解放日報』1951年11月7日]。その後、同年9、10月にマグラス、マテオ陳哲敏、ヨゼフ沈士賢らCCBの外国人および中国人司祭と修道者が相次いで公安当局により逮捕され、ジェームズ・ウォルシュは監視下に置かれた [McGrath and Moreau 2008, 13-20]。また、南京市軍管会は9月にリベリを「永久に国外へ追放する」事を宣言した [『大公報』1951年9月6日b]、リベリはその後、香港へ追放された [『星島日報』1951年9月9日]。また10月から12月にかけて、南京、太原（山西省）、石家荘（河北省）、瀋陽（遼寧省）の軍管会や公安部門が、相次いでレジオマリエへの取締りを本格化させた [『華僑日報』1951年10月17日a；『大公報』1952年1月15日]。例えば、瀋陽では黄声遠ら6人のフランス籍司祭が「瀋

陽解放後に、聖母軍を拡大した」との嫌疑により、国外追放処分を受けた [『華僑日報』1951年10月17日b；『星島日報』1951年10月17日]。この動きは間もなく、全国へと拡大した。

上海では、上海市人民政府公安局が10月8日、レジオマリエを「宗教の外衣を被った国際的秘密反動組織“聖母軍”」として非難し、取締りを宣言した [『星島日報』1951年10月10日]。上海ではこの決定と同時に、公安局がレジオマリエ会員に派出所への出頭と登記を命じた。会員は登記に際し2インチ半の写真と個人経歴書、関係者の名簿、文献・資産リストの提出が義務づけられた。同時に、「三自運動」への支持を表明する文書への署名を要求された [Chi 2001, 140]。ただ、登記には期日は設定されていなかった [Qian 2007, 29]。一方、広東省汕頭市など、地域によっては、公安当局が登記期限を設定する事例も存在していたようである [『華僑日報』1953年9月3日；『工商日報』1953年9月3日]。

ところで、上海市公安局はレジオマリエへの取締りを打ち出す一方、カトリックの意向を無視した強硬策を取る事には慎重な姿勢をみせていた。一方、カトリックの側でも上海市当局の方針に協力する可能性の是非が論じられていた。例えば、10月8日前後には、潘漢年（上海市副市長）とイグナチオ龔品梅、上海のカトリック司祭、信徒代表各6人との間で、登記命令に関する協議が行われた。席上、カトリックの出席者の間では、登記は国家からの命令である以上、従うべきとの意見と、上海市当局がレジオマリエを「反動組織」とみなした事への反発と、登記が「三自運動」への協力に結びつく可能性への懸念から、反対する意見が出た。これと関連し、ある司祭は龔品梅に、登記への協力は教皇

からの認可を必要とする信仰上の問題、あるいは教会法に関わる問題のいずれにも該当しない、との見解を示した。それを踏まえ、龔品梅は「三自運動」への協力は教会からの破門を含む宗教的処罰の対象となるが、登記命令への協力自体には信仰と矛盾する要素は存在しないと判断し、容認する方向へと傾いた [Qian 2007, 31-32]。ただ、龔品梅は後述するように、最終的にこの判断を撤回した。

以上の内容からは、カトリック教会が登記問題への対応を巡って重要視していたのは、それが信仰と矛盾する行為であるか否か、という点であった事が明らかになる。見方を変えれば、新政権への政治的抵抗はカトリック教会にとって関心の対象外だったのである。

#### (2) 宗教的反共主義の意図せざる結果

では、実際の当事者となったレジオマリエや関連グループであった「要理研究会」の成員達は、この問題にいかに対応したのであろうか。

上海ではレジオマリエの関係者は各グループの指導司祭、修道者も含め、当初から登記命令を拒否する姿勢を示していた。その理由は、潘漢年との協議の際に登記に反対したカトリック司祭、信徒と全く同じものであった [Qian 2007, 29-30]。彼らは登記を拒否した場合、「職を失い、学校から追放される」危険がある事を認識していた。一方で、登記命令に応じる事は彼らにとって、「レジオマリエは政治的組織、破壊的組織である事を認める」事に他ならなかった [Chien, Hsieh and Hu 1999]。これは、彼らにとって容認できるものではなかったのである。これらの内容からは、彼らが信仰心にもとづき共産主義思想との妥協を拒絶する一方、自身の行動を新政権と対立する性格を含むものと

は認識しておらず、むしろそのような評価を受ける事に対して反発を感じていた事がうかがえる。Qianによれば、上海市公安局が登記命令を布告した直後、震旦大学のレジオマリエと「要理研究会」の成員約 50 人が上海市内の聖ペテロ教会でこの問題に関する秘密会議を開催した。席上、彼らは上述の理由から登記命令に従わない方針を確認した。彼らはその上で、匿名の信徒から提供された血液を用いて龔品梅宛てに登記の禁止を求める「血書」を作成し、参加者全員が血判を押した上で送付した。彼らのこの行動は龔品梅が登記の是非に関する判断を下す上で、重大な影響を及ぼす事となった [Chien, Hsieh and Hu 1999; Qian 2007, 32-33]。龔品梅は最終的に、レジオマリエ会員が公安局に出頭し登記する事を禁止した [Qian 2007, 32-33]。

また、広東省広州市では 1953 年 8 月、同市軍管会がレジオマリエの取締と登記命令を布告した直後、譚天徳（同市聖イグナチオ教会司祭）が市内の石室聖心堂教会（広州教区司教座聖堂）において、30 人余りの青年信徒を前に登記命令への拒否を呼びかけた。譚はその後、北京、天津等でもレジオマリエの成員に対して同様の働きかけを行った [『星島日報』1953 年 9 月 18 日]。譚はその直後の同年 9 月、広州市当局により逮捕された [『香港時報』1951 年 9 月 18 日; 『星島日報』1953 年 9 月 18 日]。譚の「罪状」とされたのは、譚が「広東での“反動組織聖母軍”の主要な組織者、指導者の一人」として「一貫してカトリック教会内に潜む「帝国主義分子」の直接的な指揮を受け」、「聖母軍の反動活動を指揮」し「愛国運動に反対した」、というものであった [『華僑日報』1953 年 9 月 14 日]。また、8 月から 9 月までの 2 カ月間に、広州市

の56人の宗教関係者がレジオマリエに関わった容疑で逮捕された〔『華僑日報』1953年8月25日；『星島日報』1953年9月29日a〕。同年9月23日には、このうち10人が広東省当局により死刑判決を受け6人が即時執行の対象とされた〔『星島日報』1953年9月29日b〕。

一連の流れを宗教的反共主義という観点から考えた場合、レジオマリエの行動や龔品梅による登記禁止の決定は、カトリック教会とキリスト教信仰に対する共産主義思想の影響を阻止する上で、極めて重要な意義をもつものであった。一方で、そこに教会外の他者によってそれ以外の意思表示、より明確に言えば、新政権に対する政治的抵抗の意思表示の一環として解釈され得る側面が全く存在しなかったかといえ、必ずしもそうではないであろう。例えば、上海のレジオマリエ会員が行った「血書」の送付という行為は、教会内では一定の理解を得られる可能性があったとしても、教会外においてこの事実が流布された場合、大多数の人々の間に極めて強い違和感を生じさせ得る行動であったと思われる。のみならず、このような行為はそれ自体、レジオマリエを「国際的秘密反動組織」として非難する公安部門等の言説に、ある種の正当性を与えるに足るものであったかもしれない。それとの関連でいえば、上海ではベダ張伯達が逮捕後の1951年11月に収容先で獄死した。張の死は、上海のカトリック信徒とくに青少年層に大きな悲憤の感情を引き起こした。上海市内の徐家匯聖イグナチオ教会（上海教区司教座聖堂）で行われた張の追悼ミサでは、司祭が殉教者を意味する赤い祭服を着用してミサを司式した。また、その後の数週間、レジオマリエ等の青少年が張への追悼の意を示すため、黒い喪章

を身につけて出勤、登校した〔Qian 2007, 33-34; McGrath and Moreau 2008, 85-86〕。カトリック教会では伝統的に、赤い祭服は「受難の主日と聖金曜日、聖霊降臨の主日、主の受難の諸祝日、使徒および福音記者の帰天の日、そして殉教者の諸祝日」に用いるものとされ、かつ「伝統的な使い方を守る」事が規定されている〔日本カトリック典礼委員会2004〕。張の死は、追悼ミサの時点では教皇庁によって正式に殉教とは認定されていなかった。厳密に言えば、この段階における赤い祭服の着用は、上記のいずれの条件にも該当しないものであったと考えられる。それにも関わらずこのような行動が取られた事実はそれ自体、張の死を政治権力による宗教への迫害に抗し、信仰を堅持した結果としての殉教として顕彰する意思を示すものであったといえる。加えて、カトリック教会の暦では伝統的に11月は「死者の月」とされている。張の死がそれと重なった事も、それらの行動に影響を及ぼしたであろう。以上の点からみれば、張の死に関わるカトリック教会とレジオマリエの動きはその内容と性格からみて、宗教的意図を第一義的なものとしたものであったといえる。一方で、張の死が政治的迫害の結果としてもたらされたという事実が存在する以上、カトリック教会が張の追悼を巡る一連の行為を純粹に宗教的性格のみを有したものと位置付け、その政治性を否定したとしても、それが教会外において理解される事は容易ではなかったと思われる。

同じ頃、上海のレジオマリエの成員が先述のThorntonの呼びかけを受け、新たなグループを極秘裏に設立した。この事実は龔品梅にも知らされなかった。他にも同様のグループが活動を開始した。彼らは「聖省令」の規定にもとづ

いて「三自運動」に協力的な信徒の動向を注視し、ミサの際にはこの種の信徒に「聖体拝領」を受けさせないよう、司祭に合図を送る等の行動をとっていたという [Qian 2007, 36-37]。

これらの行動は本質的にカトリックの教義や教皇庁の方針、さらには当事者の宗教的信念にもとづくものであり、そこには何らの政治的意図も存在していなかったといえる。実際、彼等の行動には他者の間に違和感を引き起こす要素はあったものの、その目的はカトリック教会とミッションスクール、さらに信徒に対する共産主義思想の影響を阻止する事であり、外部の政治・社会秩序との衝突を積極的に志向するものは何ひとつ、存在していなかったのである。その一方、カトリックの価値観とは無関係の教会外の人々にとっては、一連の動きを、レジオマリエ等の青少年から新政権に向けられた追悼の形をとった無言の政治的抗議、あるいは「三自運動」に対する事実上の政治的抵抗として理解する事は、自然な流れであったと思われる。教会外部の人々にとって、レジオマリエの行動における反共主義的性格がいかなる意味を有するか、といった問題や信仰の自由への渴望などは必ずしも関心あるいは共感の対象となり得るものではなく、外見的行動からその意図を解釈するしかなかったであろう。それらが彼らの間に違和感を生じさせた時、レジオマリエを「国際的秘密反動組織」として非難する当局の言説が教会外の社会において受容される基盤が、一定の説得力をもって出現したのである。先述した広州軍管会によるレジオマリエへの鎮圧も、このような状況を背景に正当化されたとみる事も出来るであろう。

それに対し、レジオマリエは自らの行動の意

図を積極的に教会外に発信し理解を得るという行動を事実上、行わなかったがゆえに、それに有効に対処し得なかった、といえよう。その背景には、レジオマリエの活動における先述の秘密主義的性格に加え、彼らの宗教的反共主義とそれにもとづく行動が、カトリック教会とカトリック信仰に対する共産主義の影響を阻止する事を目指した教会内部での自己完結的性格を有していたことが、影響を及ぼしていたとみてよいであろう。彼らにとって自らの行動はその性格上、教会外からの理解ないし支持を必要とするものではなかったのである。ここには、先述したフランス枢機卿団の書簡を巡る問題と同様の性格が存在している。しかし、かかる自己完結的性格はそれに関わる外部からの疑念、あるいは反感を払拭し得るものではなく、場合によっては彼ら自身を不利な立場に立たせる側面をも含んでいた。それにも関わらず、レジオマリエ会員達がカトリック教会に対する当局からの統制の強化を想定しつつも、その場合でも「最初の標的とされるのは司教、司祭、修道女であり、自分達が第一の攻撃対象とされるとは、考えてもいなかった」という点からは、彼らが周囲から向けられる視線も含め、自らの置かれた状況を理解していなかった事実が容易に見出せるのである [Chien, Hsieu and Hu 1999]。

このように考えれば、レジオマリエの成員たちはこのような問題に対する認識が不十分か、それを全く欠いた状態で一連の行動を具体化した結果、自身の真意とはかけ離れた形で政治的非難の対象とされるにいたった、といえよう。新政権からレジオマリエに向けられた「国際反革命集団」という非難はまさにそのような要素の所産として形成され、かつ、新政権による統

制の拡大は、新たな政治・社会秩序の形成に対する障害要因を除去するための手段として正当化されたのである。

## おわりに

本稿で検討したように、中華人民共和国の建国期におけるレジオマリエの行動は、ローマ教皇庁聖省令やフランス枢機卿団文書等にも示された宗教的・反共主義的価値観にもとづき、カトリックの価値観を堅持する事を目的としたものであった。彼らの行動が教会とミッションスクール、信徒に対する共産主義思想の影響を阻止する事に限定される一方、個々の成員達が中国人としての愛国的意識を有していた事実は、それが政治的・反共主義による政治権力との対決を意図したものではなかった事を、端的に示していたといえる。しかし、聖省令やフランス枢機卿団文書がこの問題に関する曖昧さを払拭できなかったのと同様、レジオマリエが実際の行動においてこの両者を明確に区分し、その上で後者の意図を否定する事は著しく困難であった。特に、新政権が無神論を理論的支柱とする共産主義的価値観を新たな政治的・社会的価値観の基盤と位置付けた時、レジオマリエのこのような行動は彼ら自身の主観的意図と何ら関わりなく、政治的抵抗と見なされざるを得なかった。加えて、彼らの行動における自己完結的性格は、教会外に自身の意図を積極的に発信する等の方法によって、新政権や教会外から向けられる疑念を主体的に払拭する可能性を、自ら遠のかせるという状況をも生み出した。このような要素が重なった結果、中国におけるレジオマリエは「国際的・秘密反動組織」とみなされる事となっ

たのである。

## 文献リスト

〈日本語文献〉

- カトリック教会第二バチカン公会議 2013 (1965). 「現代世界憲章 (*Gaudium et spes*)」カトリック中央協議会.
- 教皇庁検邪聖省 1959(1949). 「共産主義に関する検邪聖省令」、教皇ピオ十一世、岳野慶作訳『デイヴィニ・レデンプトリス 無神の共産主義』中央出版社.
- 教皇庁正義と平和協議会 2009. 『教会の社会教説綱要』(Pontifical Council for Justice and Peace 2004. *Compendium of the Social Doctrine of the Church*)カトリック中央協議会.
- 教皇ピオ十一世 1959(1937). 『デイヴィニ・レデンプトリス 無神の共産主義』岳野慶作訳解、カトリック社会文化研究所監修、中央出版社.
- 教皇ヨハネ・パウロ二世 1991. 『新しい課題——教会と社会の百年をふりかえって——』(Catholic Church 1991. *Encyclical Letter Centesimus Annus of the Supreme Pontiff John Paul II*)カトリック中央協議会.
- 第二バチカン公会議文書公式訳改訂特別委員会監訳 2013. 『第二バチカン公会議公文書 改訂公式訳』カトリック中央協議会.
- 中津俊樹 2009. 「中華人民共和国建国を巡るカトリック教会・ローマ教皇庁の動向——カトリック教会・ローマ教皇庁の視点からの分析——」『中国 21』32(12月)197-220.
- 2012a 「中華人民共和国建国初期におけるカトリック教会をめぐる動向について——『人民』の創出と『内心の自由』をめぐる——」『中国研究月報』66(2)(2月)14-27.
- 2012b 「中国現代史のなかのカトリック教会」『カトリック研究所論集 第16号(2011)』(3月)95-130.
- 日本カトリック典礼委員会 2004. 『ローマ・ミサ



- 典礼書の総則 (*Institutio Generalis Missalis Romani*) (暫定版)』カトリック中央協議会、フランス枢機卿団 1959(1949)。「フランス枢機卿団の書簡」、教皇ピオ十一世、岳野慶作訳『ディヴィニ・レデンプトリス 無神の共産主義』中央出版社。
- 三好切子 1989.『日本における聖心会 80 年のあゆみ——1908~1988——』聖心会管区本部。
- 〈中国語文献〉
- 高華 2014.『歴史筆記 I』香港：牛津大学出版社。
- 顧裕祿 2005.『中国天主教述評』上海：上海社会科学院出版社。
- 林蘊暉 2009.『向社会主义过渡：中国经济社会的转型 (1953-1955)』香港中文大学中国文化研究所 当代中国文化研究中心。
- 劉鼎寅・韓軍学 2005.『雲南天主教史』雲南大学出版社。
- 上海市地方志办公室 n.d. 上海通網站 上海市地情資料庫「上海公安志」(<http://www.shtong.gov.cn/node2/node2245/node4476/node58282/node59920/index.html>)
- 晏可佳 2001.『中国天主教簡史』北京：宗教文化出版社。
- 「中華人民共和國懲治反革命條例」(1951 年 2 月 20 日制定)『中国人大網』([http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2008-12/15/content\\_1462048.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2008-12/15/content_1462048.htm))
- 〈英語文献〉
- Chi, Madeleine 2001. *Shanghai Sacred Heart: Risk in Faith: 1926-1952*. St. Louis: Society of Sacred Heart.
- Chien Bernadette, Philomena Hsieu and Rose Hu 1999. *He Never Left His Flock Unattended: The Legion of Mary Remembering Their Bishop*. The Cardinal Kung Foundation. (<http://www.cardinalkungfoundation.org/ck/CKlofm.php>)
- Concilium Legionis Mariae 2005. *The Official Handbook of the Legion of Mary (revised edition)*. Dublin: De Monfort House.
- Mariani, Paul P 2011. *Church Militant: Bishop Kung and Catholic Resistance in Communist Shanghai*. Cambridge: Harvard University Press.
- McGrath, W. Aedan and Theresa Marie Moreau 2008. *Perseverance Through Faith: a Priest's Prison Story*. Xlibris Corporation.
- Myers, James T. 1991. *Enemies Without Guns: The Catholic Church in the People's Republic of China*. New York: Paragon House.
- Pope Pius XI n.d. *Divini Redemptoris*. [http://www.vatican.va/holy\\_father/pius\\_xi/encyclicals/hf\\_p-xi\\_enc\\_19031937\\_divini-redemptoris-em.html](http://www.vatican.va/holy_father/pius_xi/encyclicals/hf_p-xi_enc_19031937_divini-redemptoris-em.html) (2015 年 10 月 15 日最終確認)
- Pope Leo XIII n.d. *Rerum Novarum*. [http://www.vatican.va/holy\\_father/leo-xiii/encyclicals/documents/hf\\_l-xiii\\_enc\\_15051891\\_rerum-novarum\\_en.html](http://www.vatican.va/holy_father/leo-xiii/encyclicals/documents/hf_l-xiii_enc_15051891_rerum-novarum_en.html) (2015 年 10 月 15 日最終確認)
- Qian, Mary 2007. *The Victimized*. Bloomington, Indiana: Author House.
- 〈中国語新聞記事〉
- 『大公報』
- 「驅逐黎培里出境 南京公安局執行命令」  
1951 年 9 月 6 日 a
- 「新華社記者報道黎培里的罪行錄」  
1951 年 9 月 6 日 b
- 「上海公安局破獲“聖母軍”特務案 搜獲反革命文件一批 徐応喬等四犯已落網」  
1951 年 10 月 9 日
- 「暗藏大批武器 圖謀暴亂 大原“聖母軍”被破獲 意籍主教李路嘉等七名就捕 軍火中有步槍沖鋒槍機関槍電台材料」1952 年 1 月 15 日
- 『工商日報』
- 「滬外籍教士五人被中共逮捕 誣指籍聖母軍援護反共 限令聖母軍人員登記」1951 年 10 月 13 日
- 「中国聖母軍組織者莫神父被逐抵港 在滬被囚三十

- 二月 因遭受酷刑双 脚患麻痺症」  
1953年5月22日
- 「汕頭中共迫害天主教聖母軍 曾參加者限期登記  
首腦人十餘被逮捕」1953年9月3日  
『華僑日報』
- 「天津天主教团体聖母軍紛紛解散」  
1951年8月4日
- 「上海軍管會宣？解散聖母軍 外籍負責人五名被  
捕」1951年10月13日
- 「南京等三市取締“聖母軍”」1951年10月17日 a
- 「瀋陽天主教徒 被拘判刑驅逐」  
1951年10月17日 b
- 「“聖母軍”要員昨統在滬就捕」1951年12月6日
- 「穗共迫害教士又一罪行 韜美醫院長福壽康被控反  
共突遭逮捕」1953年8月25日
- 「汕頭大學拘捕天主教聖母軍」1953年9月3日
- 「穗共瘋狂迫害教士 譚天德神父又逮捕 誣指領導  
聖母軍從事破壞活動」1953年9月14日  
『解放日報』
- 顧小嵐「帝國主義走狗，反革命罪把 張伯達死有  
餘辜」1951年11月7日  
『人民日報』
- 「上海軍管會接受人民要求 命令天主教教務協進委  
員會停止一切活動聽候澈查處理」  
1951年6月17日
- 「罪惡的天主教教務協進委員會」1951年7月5日
- 「天津市軍管制委員會布告 取締國際性反革命組織  
“聖母軍” 宣布對已捕反革命分子將依法懲罰」  
1951年7月15日  
魯西民「“聖母軍”在天津的活動」  
1951年7月21日  
『香港時報』
- 「穗共迫害天主教徒 譚天德司鐸被捕」  
1951年9月18日  
『星島日報』
- 「天主教教務協進委員會陰謀活動軍管會令停止活  
動」1951年6月9日
- 「被逐出境的華區大主教黎培里昨抵港」  
1951年9月9日
- 「上海市取締聖母軍組織」1951年10月10日
- 「各地取締聖母軍 瀋市六名法籍教士均被判刑驅逐  
出境」1951年10月17日
- 「穗共統迫天主教 譚天德神父等被捕 指控他煽動  
“聖母軍”人員反共」1951年9月18日
- 「指為“聖母軍”份子被害教徒名單」  
1953年9月29日 a
- 「粵共屠殺天主教徒六人在穗公開槍決」  
1953年9月29日 b
- (日本現代中国学会・アジア政経学会會員，2015年  
4月10日受領，2016年2月19日レフェリーの審  
査を経て掲載決定)

---

Abstract

# The Legion of Mary in the Early Era of the People's Republic of China

Toshiki Nakatsu

The Legion of Mary (*Legio Mariae*) is a lay organization of the Roman Catholic Church established in Ireland in the 1920s that has expanded all over the world. The purpose of this group is for its members to deepen their religious life and support one another in daily life based on Catholic dogma and respect for Mary, mother of Jesus. In China, the Legion of Mary engaged in “anti-communism” activities during the civil war between the Nationalists (Kuomintang) and the Chinese Communist Party from 1946 to 1949, which continued through the establishment of the PRC (1949) and into the early years of the PRC era in the early 1950s. Their actions aimed to resist the effects of communism on the Catholic Church and its related organs. The group’s actions were also related to the international political situation, especially the Cold War, as the Vatican was concerned about the expansion of the communism during that time. In light of these conditions, the goal of the Legion of Mary in China was focused on defending and preserving the Catholic faith, rather than fighting against the new regime of the PRC to gain political power. However, the new regime, which adopted an atheistic or anti-religious stance, did not accept this claim, and eventually characterized and suppressed the Legion of Mary as a “reactionary group”.